

新型コロナウイルス感染症対策に関するお知らせ

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免について

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料について、次の要件に該当する方は、申請により保険税（料）が減免となる場合があります。

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った場合
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる場合

国民健康保険税 特例対象被保険者等（非自発的失業者）軽減制度について

倒産・解雇等の理由により離職された方で非自発的失業者の対象となる方は、申請により軽減制度が受けられます。なお、非自発的失業者に該当する方は上記の減免の対象となりません。詳しくは、市税務課諸税担当までお問い合わせください。

要件および手続の詳細については、市ホームページをご覧ください。また、下記までお問い合わせください。

- 国民健康保険税…市税務課諸税担当（市役所1階）☎32・3845
- 後期高齢者医療保険料…市保険年金課後期高齢者医療担当（市役所1階）☎32・4120

市税の徴収猶予について

最大で1年間、市税の徴収の猶予を受けることができます。
※担保の提供は不要、延滞金もかかりません。
※減免制度ではなく納期限の延長です。

【対象となる方】

次の①、②のいずれも満たす納税者、特別徴収義務者（個人・法人の別、規模は問わず）が対象となります。

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1ヵ月以上）において、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少した方
- ②一時に納付し、または納入を行うことが困難な方

【対象となる市税】

令和3年1月31日までに納期限が到来する市県民税、固定資産税、軽自動車税種別割、国民健康保険税、法人市民税

【申請手続等】

・対象となる市税のそれぞれの納期限までが対象となります。

※郵送で申請を行う場合は、当日の消印有効

・申請書のほか、収入や現金および預貯金の状況がわかる資料の提出が必要となります。

申請書の提出方法等、詳しくは、市税務課納税担当（市役所1階）☎32・3928までお問い合わせください。

水道料金等のお支払いの猶予について

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が大幅に減少したなどの事情により、一時的に水道料金等のお支払いが困難になったお客様に対して、お支払いの猶予をいたしますので、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】市水道課 ☎32・6188

小松島市出身で市外在住の学生に生活支援物資としてお米を発送します

新型コロナウイルス感染症の影響により、帰省等移動の自粛やアルバイト等による生活費の確保が困難となっている小松島市出身で市外在住の学生に対する応援物資の給付事業の準備を進めています。

詳細は、7月21日徳島新聞火曜日欄、8月広報にて掲載を行う予定です。

【お問い合わせ先】市秘書政策課（市役所3階）☎32・2127

7月21日に
事業開始します！

「事業者応援給付金」10万円を給付

新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営環境にある事業者様に、事業継続を図るための応援給付金を給付します。

【給付額】10万円（1事業者につき1回限り）

【給付対象者】

次の①から③の全てに当てはまる方が対象となります。

- ①小松島市内で事業を営む中小企業者または個人事業主
- ②令和2年2月以降の任意の月において前年同月比の売上高の減少率が20%以上であること
- ③セーフティネット保証に基づく融資、もしくは、日本政策金融公庫または商工組合中央金庫等が行う新型コロナウイルス感染症に係る資金繰り支援制度を受けていること

【申請の方法】

感染予防のため、郵送での申請にご協力ください。（11月2日（月）受付締切 当日消印有効）

※必要書類等は市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

【郵送・お問い合わせ先】

〒773-8501 小松島市横須町1-1
小松島市 商工観光課（市役所4階）☎32・3809